

消費税インボイス制度に関するWeb説明会の開催及び参加者募集のご案内 【農業者、食品関連事業者、関連団体等向け】（無料）

令和5年10月1日から、消費税の仕入税控除の方式として適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が開始されます。

インボイス制度の開始による変更点については、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要となり、インボイスの交付を行おうとする者は税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となります。

東海農政局は、関係事業者の皆さまに対して、インボイス制度の周知を図るとともに具体的な準備や対応を行っていただくために下記のとおり、Webシステム（Webex Meetings）による説明会を開催しますので、是非、お申込みいただきますようお願いいたします。

お申込み後に、説明会への参加に必要なWebシステム（Webex Meetings）のURL及び説明資料を送信します。

Webシステムによるインボイス制度説明会開催案内

開催日時 令和5年3月8日（水） 10時00分～（1時間30分）

説明者 名古屋国税局職員 および 農林水産省経営局職員

内容 ◇ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要説明
◇ 質疑応答

対象 農業関係者、林業関係者、畜産関係者、漁業関係者、食品関連事業者、関連団体等

定員 1,000名

申込方法 以下のURLより必要事項を記載の上お申し込み下さい。

<https://www.maff.go.jp/tokai/press/kikaku/230213.html>

※申込締切：令和5年3月1日（水）
お申込み後に接続するURL、資料の案内を行います。